

バス停オーナー制度設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富士宮市市営バス事業の安定的な運営と地域と共に公共交通を守り育てることを目的とし、富士宮市有料広告掲載取扱要綱（平成19年12月14日市長決裁。以下「要綱」という。）に基づき、バス停オーナー制度を設置することにつき必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この要領の名称は、バス停オーナー制度設置要領とする。

(バス停オーナーの基準)

第3条 バス停オーナーは、市営バス路線の沿線周辺で業を営む医療施設、商業施設、金融機関等市民の利便が図られると思われる事業者を対象とし、要綱に定める基準を満たしたものとする。

(協力金の額等)

第4条 バス停オーナー制度の協力金の額は、次表のとおりとする。ただし、集客数の多い事業所については、次表を基に協議の上協力金の金額を決定できるものとする。

路線名	協力金の対象	金額（年額）
宮バス中央循環	バス停1基	180,000円 (公益事業所：60,000円)
宮バス北循環	バス停1基	60,000円 (公益事業所：19,200円)
宮バス東南循環	バス停1基	60,000円 (公益事業所：19,200円)
宮バス稲子線	バス停1基	60,000円 (公益事業所：19,200円)
宮バス芝富線	バス停1基	36,000円 (公益事業所：11,520円)
宮バス香葉台線	バス停1基	36,000円 (公益事業所：11,520円)
宮バス稗久保線	バス停1基	36,000円 (公益事業所：11,520円)

2 前項の規定にかかわらず、当該バス停が複数の路線のバス停を兼ねる場合は、金額が高い路線の協力金の額とする。

3 協力金の支払いは、月単位で行うことができるものとする。

(バス停の設置及びバス停オーナーの広告)

第5条 市は、バス停オーナーに対し次の事項を行う。

- (1) バス停オーナーの名称を入れたバス停を作成し、バス停設置基準のとおり設置し管理する。
- (2) バス停にバス停オーナーの広告を掲出する。
- (3) 市が発行する、チラシ、ポスター、時刻表等にバス停オーナーの名前を掲出する。

- (4) 市のホームページにバス停オーナーの専用ページを作成する。
 - (5) 車内放送でバス停の名称をアナウンスする。
 - (6) 路線内で1回オーナー事業所のPR放送を流せるものとする。
- 2 宮バス中央循環のバス停オーナーが他の路線のバス停を兼ねる場合は、前項第6号を他の路線において行うものとする。

(契約の期間)

第6条 契約は原則として当該年の4月1日から翌年の3月31日までの1年間とし、双方疑義が生じない場合は、1年間延長し以後同様とする。

なお、契約内容に疑義が生じた場合は、期間満了の6月前までに申し出るものとする。

(その他)

第7条 この要領に記載のない事項は、双方協議の上決定するものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年2月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。